

## 札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱の改正について

### 1 改正内容について

登録児童数が10人未満となって登録から外れた民間児童育成会が、次の登録申請時まで登録児童数10人以上となった場合、再度登録を認めるよう要綱を改正したい。

### 2 民間児童育成会について

地域の児童育成関係者や父母等で構成する「育成委員会」が放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を運営する民設民営の団体。

年度当初に毎年登録申請受付のうえ、札幌市が助成金を交付し支援している。

### 3 札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱について

#### ➤ 民間児童育成会の設置基準について

- ① 児童クラブが開設されていない小学校区に1か所設置できる。
- ② 児童クラブ及び民間児童育成会の登録児童数が定員を上回っている小学校区に設置できる。
- ③ ①、②を満たしていなくても継続して運営している民間児童育成会は、今後も運営することができる。

#### ➤ 課題について

- 要綱で定める民間児童育成会の登録要件は登録児童が10人以上と定めているため、年度当初登録児童が10人未満の民間児童育成会は登録できない。
- 一度登録から外れると、再度登録する場合は新規登録申出者として取り扱うこととなる。
- 上記③の取り扱いが外れると、定員を上回っている小学校区のみ設置できることとしているため、再度登録が困難となる。

### 4 改正案

上記のことを踏まえ、下記のとおり改正することとしたい。

（民間児童育成会の認定等）

#### 第7条

3 従前から実施している民間児童育成会が第5条の要件を欠いて登録から外れた後、再度登録しようとする場合又は現在の民間児童育成会と分離して開設する場合は、新たな民間児童育成会として取扱うものとする。ただし、支援単位を分けるために、同じ小学校区内で活動場所を分割する場合、又は、次項に規定している場合は、この限りではない。

4 従前から実施している民間児童育成会が第5条第2号の要件を欠いて登録から外れた後、登録から外れた年度の翌年度の登録申請までに第5条に規定する登録要件を満たした場合、従前から実施している民間児童育成会と同様に再度登録を行うことができる。ただし、2年以上継続して開設・運営した実績がある民間児童育成会を対象とし、登録を外れている期間は、年度途中の運営中止等、子どもへの影響がないよう努めること。

5 前項の規定により再度登録を行う場合の手続きは、第10条の規定を準用する。ただし、登録月は第11条第2項の規定を準用する。